

# 後期高齢者医療制度の 保険証を更新します！

後期高齢者医療制度とは、高齢者の方の医療を国民の皆さんで支え合う健康保険制度のことです。  
75歳以上のすべての方と、65歳以上の一定の障がいのある方で、広域連合の認定を受けた方が対象です。

## ◆保険証の更新

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は**7月31日(日)**です。

7月中に新しい保険証(水色)を送付します。届き次第、古い保険証は破棄してください。

※簡易書留での受け取りを希望する方は、7月14日(木)までにご連絡ください。

## ◆減額認定証の更新

現在ご使用の減額認定証の有効期限は**7月31日(日)**までです。

減額認定証をお持ちで、所得が判明している方に対して、7月中に新しい減額認定証(黄緑色)を保険証と一緒に送付します。

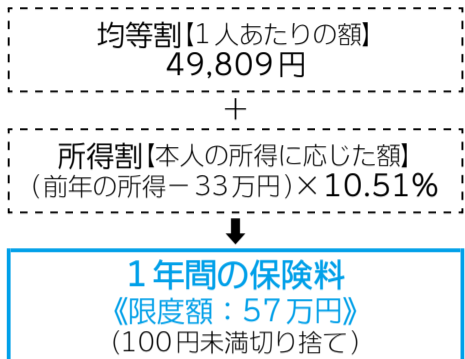
### 減額認定証の該当区分

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方で「区分Ⅰ」に該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給している方

なお、新たに認定を希望する方は、表の区分Ⅰ・Ⅱに該当することを確認の上、窓口まで申請してください。

## ◆保険料のお知らせ

平成28年度の保険料の計算方法は次のとおりです。



※平成28年度の保険料は、7月中に被保険者の方へ個別に通知します。

## ◆保険料の支払い方法

保険料の支払い方法は、「年金からの支払い」と「口座振替から選ぶことができます。」

年金からの支払いの場合、手続きの必要はありません。

口座振替へ変更される方は、本人の保険証、預金通帳、届出印を窓口まで持参してください。

## ◆医療費通知書について

これまでは希望される方に送付していましたが、平成28年9月送付分から全受診者(平成28年1月～6月に受診された方)にお送りします。なお、通知書の発行時期は、毎年3月と9月です。

※確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりにはできません。

※この通知書は受診状況をお知らせするもので請求書ではありません。

申し込み・問い合わせ／市総合窓口課医療給付グループ  
☎23・6411

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011・290・5601

## お困りではありませんか？ くらしの豆知識 ⑪

### ◆開運グッズや祈禱などを次々に勧められて

開運財布を購入後、「金運上昇の祈禱をすれば金運が上がる」と言われ、祈禱料を請求された。または、開運グッズを購入後、事業者から「何かがとりついてるのでおはらいしなければならぬ」と言われ、除霊や供養の代金を請求された。



#### 【被害に遭わないために】

事業者から不安をあおるような言動や「さらに運氣が上がる」といったセールストークで新たに商品やサービスを勧誘されても、すぐ返事はせず不審な点がないか冷静になって考えてください。

雑誌などで購入した開運グッズは通信販売であるため原則クーリング・オフ制度の適用はないと考えられます。

消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。

## 稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号  
(保健福祉センター2階)  
☎23-4133  
平日10時～16時

## 医療費受給者証には 有効期限があります

市では、皆さんの健康を守り、安心して暮らせる生活環境を整えるため、一定の条件に該当する方を対象に、医療費の一部を助成しています。

※該当する方で、まだ申請をしていない方は、随時申請を受け付けています。

### ◆助成の対象

●乳幼児等医療費助成制度

●0歳児から中学3年生までの児童(入院・通院)

●ひとり親家庭等医療費助成制度

●18歳に達した最初の年度末(3月31日)までの児童とその母または父

●18歳から20歳までの扶養されている方とその母または父

●両親のいない児童とその養育者(三親等以内)

●重度心身障害者医療費助成制度

●身体障害者手帳の1級、2級または3級(内部障がいのみ)の交付を受けた方

●重度の知的障がい(療育手帳A判定または診断書等の交付を受けた方)

●精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けた方(通院のみ対象)

※8月1日から中学生の医療費無料化が始まります。

※いずれの制度も所得制限(平成27年中の所得)があります。詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ／市総合窓口課医療給付グループ  
☎23・6411

申請・更新が必要な方へ  
受付場所／市総合窓口課 4番窓口  
受付開始／7月20日(水)

必要なもの／

印鑑、保険証、マイナンバー等、案内文に記載されている書類

※平成28年1月2日以降に本市に転入された方、または生計維持者が単身赴任等で本市に住民登録がない世帯の方は、所得課

税証明書(平成28年度)、住民税特別徴収税額通知書のいずれかが必要です。

申し込み・問い合わせ／市総合窓口課医療給付グループ  
☎23・6411

新しい受給者証は7月下旬から順次発送します。窓口での更新手続きが必要な方には、別途案内を送付します。

